最終更新日：2015年6月17日
株式会社日本取引所グループ
取締役兼代表執行役グループCEO　清田　瞭
問合せ先：総合企画部：03-3666-1361
証券コード：8697
http://www.jpx.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、以下を企業理念と定め、我が国証券市場のセントラル・マーケットという公共インフラとしての使命を子会社である金融商品取引所及び自主規制法人等が果たすことを通じて、公共性と収益性のバランスのもと堅実な利益を確保することを目指しています。
・私たちは、公共性・信頼性の確保、利便性・効率性・透明性の高い市場基盤の構築、創造的・魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。
・私たちは、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

こうした考えのもと、会社諸機関の権限・責任の明確化とアカウンタビリティの発揮のもとに経営の透明性の向上を図ることはもとより、投資者をはじめとする多様なステークホルダーからの意見を経営や市場運営に反映すると同時に、個々のステークホルダーから独立した公正な判断を確保することによる適切な自主規制機能を発揮し、もって高い流動性と信頼性を併せ持った市場の提供に資することを、コーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,856,900	2.86
SMBCフレンド証券株式会社	7,557,000	2.75
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	7,467,586	2.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,211,600	2.26
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	5,311,600	1.93
SAJAP	4,665,000	1.70
みずほ証券株式会社	4,290,600	1.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,778,500	1.38
岡地証券株式会社	3,500,000	1.27
立花証券株式会社	3,443,600	1.25

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

次の法人より大量保有報告書等の提出があり、下記の報告義務発生日現在で当社株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として期末時点における実質所有株式数を確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書等が複数回提出されている場合は、最新の報告書の概要を記載しており、保有株券等の数及び株券等保有割合については、共同保有者に係る保有分として報告があった場合は、その株数及び保有割合を含めて記載しております。
・株式会社みずほ銀行
提出日　2014年5月22日
報告義務発生日　2014年5月15日
保有株券等の数　13,816,950株
株券等保有割合　5.03%
・ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー
提出日　2015年1月21日
報告義務発生日　2015年1月15日

保有株券等の数　26,486,900株
株券等保有割合　9.65%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、金融商品取引法上の「金融商品取引所持株会社」であり、内閣総理大臣の認可を受け、金融商品取引所及び自主規制法人の適切な経営管理等を行うものであります。
また、当社の子会社である金融商品取引所は、同法上の「取引所金融商品市場を開設する株式会社」であり、同法に定める内閣総理大臣の免許を受け、金融商品市場の開設・運営を行い、同じく子会社の自主規制法人は内閣総理大臣の認可を受け、自主規制業務を行っております。なお、同法により、金融商品取引所及び自主規制法人の定款を変更する場合は内閣総理大臣の認可が必要であること、内閣総理大臣は公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときはその必要の限度において定款の変更を命ずることができること、内閣総理大臣は法令等に
違反したとき等において公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは役員の解任やその他必要な措置を命じることができることとされております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社外取締役
取締役の人数 更新	13名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数 更新	9名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	9名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
津田 廣喜	その他											
クリスティーナ・アメージャン	学者											
奥田 務	他の会社の出身者								△			
久保利 英明	弁護士											
佐藤 茂雄	他の会社の出身者								△			
友永 道子	公認会計士											
本田 勝彦	他の会社の出身者								△			
米田 壯	その他											
チャールズ・ディトマース・レイク二世	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

津田 廣喜				○	―――	金融行政に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しております。 また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
クリスティーナ・アメージャン			○	○	―――	学識経験者としての専門的見地から、企業戦略に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しております。 また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
奥田 務	○	○		○	h:奥田務氏は、当社の子会社である株式会社東京証券取引所(以下この補足説明において「東証」といいます。)が開設する金融商品取引市場の上場会社であるJ. フロント リテイリング株式会社の出身であり、現在同社の相談役です。 同社は東証同取引所に対し年間上場料等を支払っていますが、当該取引は取引条件が他の上場会社と同様であるため、独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。	企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しております。 また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
久保利 英明	○			○	―――	法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しております。 また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
佐藤 茂雄		○		○	h:佐藤茂雄氏は、東証が開設する金融商品取引市場の上場会社である京阪電気鉄道株式会社の出身であり、現在同社の最高顧問です。 同社は東証に対し年間上場料等を支払っていますが、当該取引は取引条件が他の上場会社と同様であるため、独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。	企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しております。 また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
友永 道子			○	○	―――	会計専門家の立場から企業会計に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しております。 また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
本田 勝彦	○			○	h:本田勝彦氏は、東証が開設する金融商品取引市場の上場会社である日本たばこ産業株式会社の出身であり、現在同社の顧問です。 同社は東証に対し年間上場料等を支払っていますが、当該取引は取引条件が他の上場会社と同様であるため、独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。	企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しております。 また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
						警察機関における豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しております。 また、当社グループの主要な取引先、役員報

米田 壯			○	○	―――	酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。
チャールズ・ディトマース・レイク二世		○		○	―――	企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役に選任しております。 また、当社グループの主要な取引先、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント等、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして取引所が示した基準に該当していないことから、独立役員に指定しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	0	1	3	社内取締役
報酬委員会	4	0	1	3	社外取締役
監査委員会	4	1	1	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	7名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
清田 瞭	あり	あり	○	○	なし
澁谷 裕以	なし	なし	×	×	なし
狩野 芳徳	なし	なし	×	×	なし
岩永 守幸	なし	なし	×	×	なし
長谷川 勲	なし	なし	×	×	なし
二木 聡	なし	なし	×	×	なし
平野 剛	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 更新

監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置しております(監査委員会室には室長以下5名の社員が所属。必要に応じ、子会社の監査役室を兼務。)。
監査委員会室に所属する社員の異動、人事考課、懲戒等について、あらかじめ監査委員会が指名した監査委員の同意を得ることとするほか、執行役が独立性を阻害することのないよう留意することとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査委員会は、会計監査人と監査計画、監査結果等についての報告受領や定期的な情報交換を行い、効率的な監査の実施に努めることとしております。

また、当社では、内部監査部門として、CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置しており、監査委員会は、定期的に内部監査の計画・実施状況について報告を受け、また必要に応じて調査等を求めるなど、機動的な連携を図ることとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	9 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、定額の基本報酬のほかに、単年度の業績向上に対するインセンティブとして、連結当期純利益を指標とする賞与を支給しています。また、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして、当社株式の購入に充てる自社株報酬を支給しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

－

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は基本報酬、賞与、自社株報酬で構成され、報酬委員会において決定します。
基本報酬は日々の業務遂行や経営への参画の対価として役位・職務内容に応じた額、賞与は単年度の業績向上に対するインセンティブとして、会社業績に応じて決定された賞与総額を各役員の基本報酬・貢献度に従って配分した額、また、自社株報酬は、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして当社株式の購入に充てるもので、役位・職務内容に応じた額としています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、総務部が補助をしております。総務部では取締役会の議論が効果的に行われるよう社外取締役に対し、取締役会に付議する議案の内容について事前説明を行うこととしております。加えて、監査委員に対しては、監査委員会室を設け、専任のスタッフを配置し、補助をしております。監査委員会室は、社外取締役である監査委員に対し、監査委員会に付議する議案の内容について事前説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社では、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図るために指名委員会等設置会社形態を採用しております。当社の経営監視・監督機能の中心的役割を担う取締役会は、女性2名を含む13名で構成しており、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上及び業務執行の妥当性を監督する機能の強化のため、社外取締役を過半数以上としております。

社外取締役9名の内訳は、上場会社の役員等4名、法律専門家1名、公認会計士1名、学識経験者1名、行政機関出身者1名、警察機関出身者1名で、それぞれの分野で高い見識を認められており、当社の経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる充実した体制となっております。当社は、社外取締役9名との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。取締役会は、原則として定期的に開催することとしております。経営の基本方針・重要事項の決定を行うとともに、それに従って行う執行役の業務執行について監督いたします。

また、当社では、当社の役員人事及び役員報酬に関する透明性・客観性を確保することを目的とした法定の「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置しておりますが、各委員会はそれぞれ過半数の社外取締役で構成されており、役員の人事に関しては指名委員会で十分な審議を行った上で株主総会に付議し、役員の報酬に関しては報酬委員会で決定することとしております。

加えて、当社では、監査機能を担う法定の「監査委員会」を設置しており、4名（常勤の監査委員1名）の取締役で構成され、うち公認会計士1名を含む、3名が社外取締役であります。監査委員会は、原則として定期的に開催することとしており、その補助のため監査委員会室を設置しております。また、監査委員会で選定された委員（常勤の監査委員）は、取締役会及び執行役会等の重要な会議に出席するなど、業務執行の適法性について監査をしており、会計監査及び業務監査においては、会計監査人、内部監査室及び子会社の監査役等との連携を図り、その実効性を高めるよう努めております。監査に当たっては、監査委員会で決定した監査計画及び職務分担に基づき、会計監査人、内部監査室及び子会社の監査役等と密接な連携をとりつつ、内部統制システムの構築、運用状況を監視検証することにより、効率的な監査を行うこととしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、株主を始めとするステークホルダーに対するより一層のアカウンタビリティの確保が必要になるものと認識しており、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図ることが当社のコーポレート・ガバナンス充実により資するものと考え、指名委員会等設置会社を採用しております。

また、取締役会は、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上を図り、業務執行の妥当性を監督する機能を強化する観点から、過半を社外取締役で構成しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の約3週間前を目途に招集通知を発送しております。また、開催日の約4週間前を目途に招集通知を当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の約1週間前を目途に株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人の議決権行使サイトを通じて、電磁的方法による議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」の議決権行使サイトから議決権行使が可能です。
招集通知（要約）の英文での提供	英語版の招集通知を作成し、「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」により海外株主へ提供するとともに、当社ホームページへ掲載することにより、議決権行使環境の向上に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示に対する基本的考え方をまとめた「ディスクロージャーポリシー」を制定し、当社ホームページにおいて公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会等を随時開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	海外及び国内において、アナリスト・機関投資家を対象とした会社説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外及び国内において、海外投資家を対象とした会社説明会に参加しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主・投資家向けサイトを設け、決算短信、決算説明会の資料・動画、有価証券報告書、中期経営計画、株主総会の招集通知・決議通知、株主向け報告書、プレスリリース等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当執行役のもと、専任担当者を置き、IRを推進しています。	
その他	事業報告書、アニュアルレポートのほか決算補足説明資料等を作成し、わかりやすい情報提供に努めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、金融商品取引所持株会社として、子会社である金融商品取引所及び自主規制法人の経営管理等を通じて、効率的で使い勝手が良く、公正で信頼される市場を構築することで、社会からの信頼に応えるべく企業活動を行っております。当社の企業行動憲章は、こうした社会との調和を目指し、開かれた企業として果たすべき社会的責任を明らかにするために、企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を定めており、当社は、本憲章の精神に従って、良識ある公正かつ透明な企業活動を展開することで、これからも社会的使命を果たしてまいります。今後とも当社の役員、社員の一人ひとりが、本憲章を遵守、実践することにより、広く社会に貢献し、また企業として持続的な発展を目指してまいります。

環境保全活動、CSR活動等の実施	公共インフラとしての金融商品市場の運営確保を基本としつつ、投資者をはじめとする多様なステークホルダーとの良好な関係を維持していくことをCSR活動の基本スタンスとしており、具体的には企業行動憲章に掲げる考え方を行動として実践することによりCSRを推進しております。また、環境保全活動として植林活動を行っております。
その他	当社では、取締役１３名のうち２名が女性です （15.3%）。 現在、当社では、「ダイバーシティ推進グループ」を設置し、多様な価値観やライフスタイルを受容できる職場環境の整備に取り組んでいます。具体的には、育児中の社員に対し、法定以上の育児休業制度、時短勤務制度の拡充に加え、時差出勤制度、病児保育等の費用補助などの諸制度を設けており、育児中でも働く意欲を応援する制度を構築しています。 2015年3月末時点の女性管理職比率は3.5%ですが、上記の出産育児支援制度の整備に加え、女性社員向けキャリア研修、育児制度利用者とその上司による意見対話会等の実施を通じて意識改革を促し、管理職以上の女性比率の増加を図ることで、役員へ登用できる能力の高い人材を育成・確保していくことを目指していく方針です。 また、当社では、女性活躍推進と合わせて、個人個人のさまざまなライフイベントがあっても、男女とも多様な能力を生かしキャリアアップしながら働き続けられる環境を整備していく観点から、仕事と介護の両立の支援として、法定以上の介護休業、介護休暇制度を整備しています。2014年度には介護に対して不安や関心のある社員向けに必要な基礎知識、情報を提供する「介護セミナー」を実施しました。2015年度には、全社員を対象に働きやすい職場環境に向け、時間単位で有給休暇を取得できる時間休制度を導入します。 （参考）2015年3月現在の当社における各データは以下のとおりです。 管理職役職者に占める女性比率：3.5%（昨年3.1%） 全社員における女性比率：28.4% 新卒採用者に占める女性：新卒採用数12人のうち女性3名 2014年度中に育児休業から復帰した女性社員：17名中16名

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりです。

1．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
（1）監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
（2）監査委員会室に所属する社員は、室長1名を含む4名以上とする。

2．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
（1）監査委員会室に所属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員）の同意を得るものとする。
（2）執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意するものとする。

3．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査委員会の監査委員会室に所属する社員に対する指示の実効性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
（1）監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
（2）監査委員会室長は監査委員会の職務を補佐し、監査委員会監査の円滑な遂行のために監査委員会室に所属する他の社員を指揮して所管業務を統括する。

4．次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制
（1）当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
a．取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
b．執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。
（2）当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下この号において「子会社取締役等」という。）が当社の監査委員会に報告をするための体制
監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
a．子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
b．子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

5．前4．の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
（1）監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者は、当社並びに執行役及び社員等から、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けないものとする。
（2）当社並びに執行役及び社員等は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者に対して、当該報告したことを理由としたいかなる不利益も加えてはならない。

6．当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関して、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
（1）執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
（2）前号の規定は、着手金等の前払い、及び事後的に発生した費用等の償還その他の監査委員会の職務の執行に係る費用についても同様とする。

7．その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規則として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
（1）代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
（2）執行役及び社員は、監査委員会が指名した監査委員が、執行役会その他の重要な会議に出席して意見を述べ、又は説明を求めた場合には、誠実かつ適切に対応するものとする。

8. 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
社内規則において定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施する。
(1)役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」や社員の具体的な行動規範を示した行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則(情報管理に係るものを含む。)の制定及び遵守
(2)コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者(CEO)、コンプライアンス担当役員(総務担当執行役)及びコンプライアンス関連業務事務局(総務部内)を設置
(3)公益通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運用
(4)継続的な周知・教育活動として、コンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、eーラーニングによる研修の実施

反社会的勢力の排除に向けて、「企業行動憲章」に基づき、次のとおり毅然たる対応を行う。
(1)市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努める。
(2)反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める。

CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施する。

9. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
社内規則において明確化された情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用する。

10. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。

CEOを委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理方針」を制定し、当社及びその子会社からなる企業集団(以下「日本取引所グループ各社」という。)のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行い、定期的にリスク管理委員会にその状況が報告される体制を整備する。また、リスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合にはリスク管理委員会が状況の総括的な把握、事態の早期解決のための対応等を行う。

特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての日本取引所グループ各社の責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼動に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼動確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図る。

そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等を予め定めておくことにより、適切な対応を図る。

また、市場開設者である日本取引所グループ各社にとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの日本取引所グループ各社の自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク(自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいう。)については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図る。

11. 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図る。
経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら中期経営計画及び年度予算を策定するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

12. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社の子会社の取締役、執行役その他これらの者に相当する者(以下「子会社の取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づく各種報告を求める。
(2)当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
(3)当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、各社の位置付けや規模に応じた適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、日本取引所グループ各社における職務執行の効率化を図る。
(4)当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社に対し、継続的な周知・教育活動として、日本取引所グループ各社のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やコンプライアンス関連の情報配信を行う。
子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づき公益通報制度としてコンプライアンス・ホットラインの導入を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容につき報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

(5)その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
日本取引所グループ各社の役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」を制定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方
＜日本取引所グループ　反社会的勢力の排除に係る基本方針＞
私たちは、日本取引所グループの企業行動憲章に基づき、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努めるとともに、こうした勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努めるべく、下記の内容を基本方針
とします。
1　組織的に反社会的勢力の排除に努めます。
2　反社会的勢力とは、取引を含めて一切の関係を遮断することとし、万が一、その関係が事後的に判明した場合には、直ちに契約解除等必要な
措置を講じます。
3　平素から警察、弁護士及び反社会的勢力の排除活動に関する専門機関と連携し、反社会的勢力の排除に努めます。
4　役員及び社員の安全を確保するために必要な対策を講じます。

（2）整備状況
当社は、上記の反社会的勢力の排除に係る基本方針を定めるとともに、企業行動憲章及び会社法上の内部統制システム構築の基本方針にも上記の方針の一部を盛り込んでおります。
また、日頃より、反社会的勢力への対応についてマニュアル等の作成や、担当者に対する啓蒙活動、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、必要に応じた関係先等の調査を行うとともに、取引先に対しては、反社会的勢力とのつながりが明らかになった場合には取引関係を解消する
ことなどを定めた契約書の締結を求めるなど、当社の事業活動に対して反社会的勢力が侵入することのないよう、未然防止及び早期発見に努めております。
同時に、警察関連機関や弁護士等の外部の専門機関との連携強化も図り、万一の場合にも適切な対応が可能となるよう、体制の整備を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

2007年９月30日に施行された金融商品取引法において、金融商品取引所の自主規制機能を担う組織の独立性強化のための枠組みなどが整備されたことを受け、株式会社東京証券取引所グループは、同法の施行後、速やかに同法に基づき自主規制法人を設立いたしました。なお、自主規制法人については、同法において理事の過半を独立性の高い外部理事とすること及び理事長について外部理事の中から選任することなどが規定されております。

また、当社の子会社である株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、自主規制業務（売買審査、考査、上場審査及び上場廃止などに係る事項をいう。以下同じ。）を自主規制法人に委託しており、同法人が自主規制業務に関する事項の決定を行っております。

これらの対応を通じて、当社グループでは自主規制機能の独立性の強化に努めるとともに、企業体としての利害と市場の公正性との間の利益相反問題の回避に万全を期しております。

日本取引所グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制図

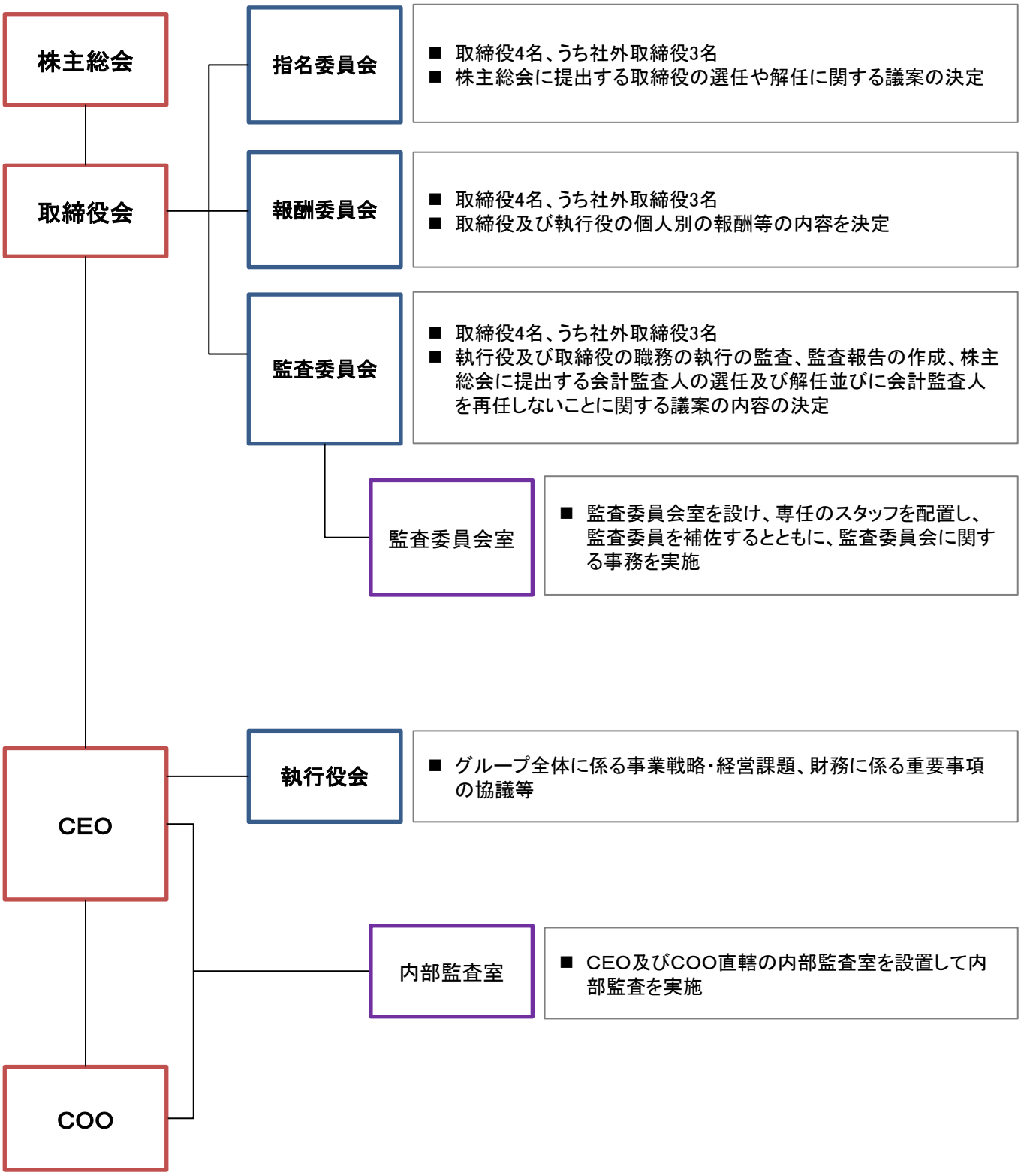

※ 2015年6月17日現在、COOは空席です。

日本取引所グループの適時開示体制の概要図

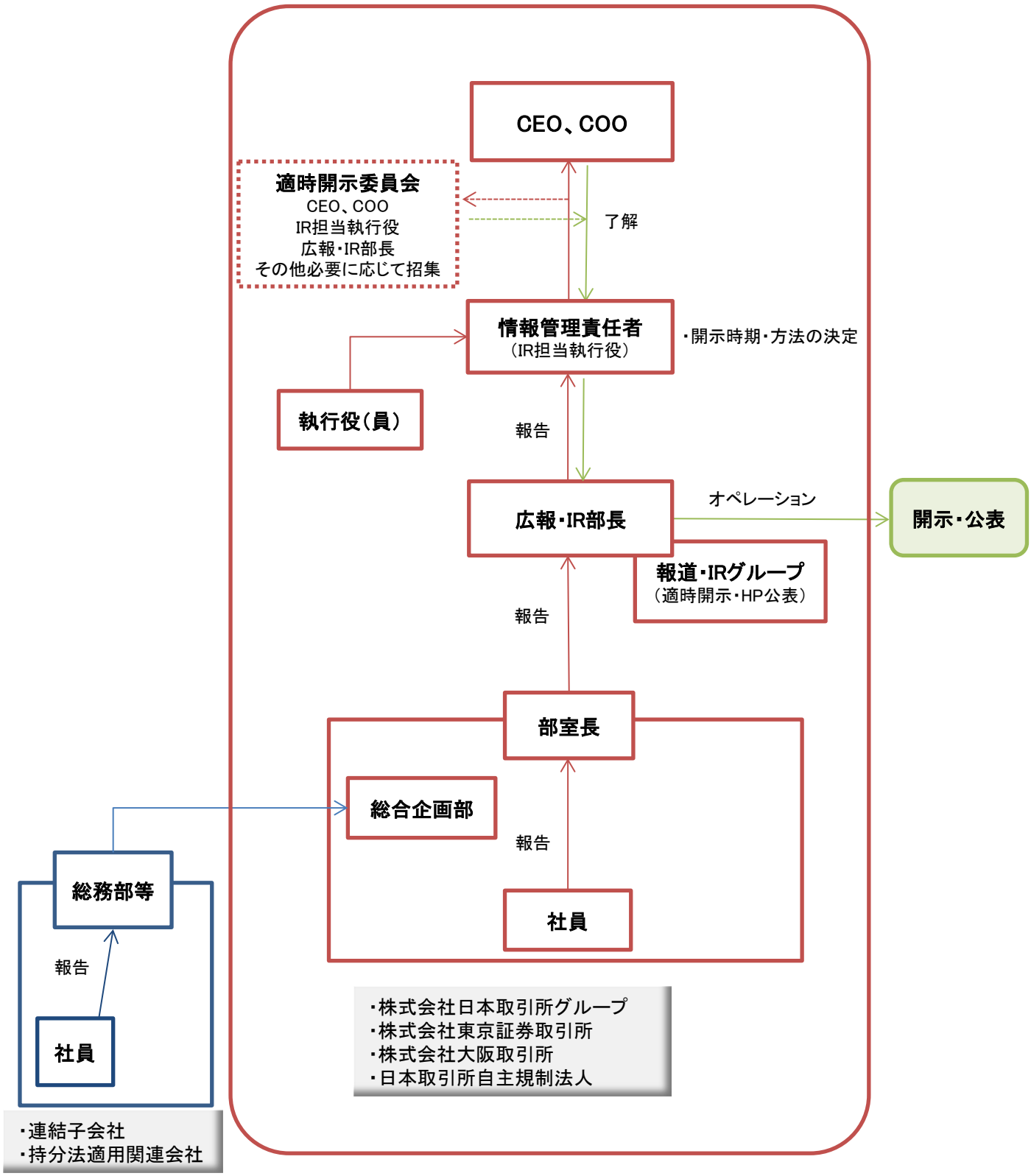

※　2015年6月17日現在、COOは空席です。